

## かすみがうら市水道事業水道料金減免要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号。以下「条例」という。）第32条に規定する水道料金（以下「料金」という。）の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検針水量 市が設置する水道メータにより計量した水量をいう。
- (2) 推定使用水量 漏水がないと仮定した場合の水量をいう。
- (3) 検針期間 水道メータの検針を行った日の翌日から次の検針を行う日までの期間をいう。

(減免の対象者)

第3条 この規程による料金の減免の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する水道の利用者とする。

- (1) 水道利用者等が給水装置を適正に管理しているにもかかわらず、次に掲げる漏水が発生したとき。
  - ア 地下、床下、壁内等の通常の管理状態では発見が困難な箇所からの漏水
  - イ 蛇口、給湯器その他の給水装置に接続された設備の損傷による漏水
- (2) 給水管又は配水管の工事、消火活動等により発生した水道水の濁水を給水装置から放水したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、料金の減免を行わな

いものとする。

- (1) 条例第7条第1項の規定に違反して工事が行われたとき。
- (2) 新設、改造又は修繕の工事が完了してから1年を経過していない給水装置から漏水したとき。
- (3) 水道使用者等が漏水の事実を知らずながら修繕工事を怠ったとき又は市若しくは市がその業務の一部を委託する事業者の修繕指示に従わないとき。
- (4) 水道使用者等の故意又は過失が原因で漏水が生じたとき。

(減免の対象期間)

第4条 前条第1項第1号の対象者の減免の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、1検針期間とする。この場合において、漏水により検針水量の増加した期間が複数の検針期間にまたがるときは、最も検針水量が多い1検針期間を対象期間とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の対象者の対象期間は、市長が別に定める期間とする。

(推定使用水量の認定)

第5条 推定使用水量は、対象期間の直前3検針期間の検針水量を平均した水量とする。ただし、対象期間の直前3検針期間の検針水量を平均した水量の算定が困難なときは、次に掲げるもののうち市長が適当と認めるものを推定使用水量とする。

- (1) 漏水箇所の修繕をした日を含む検針期間の翌検針期間の検針水量
- (2) 対象期間の前年同期の検針期間の検針水量
- (3) 前年度のかすみがうら市水道事業会計決算報告書の一日一人平均給水量に当該水道を使用する者の人数及び対象期間の日数を乗じて算出した水量

2 前項の場合において、推定使用水量に1立法メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(減免額の算定)

第6条 第3条第1項第1号に規定する対象者の減免額は、対象期間の検針水量から推定使用水量を差し引いた水量に100分の50を乗じて得た水量の料金に相当する額とする。

2 第3条第1項第2号に規定する対象者の減免額は、濁水を給水装置から排水した検針期間の使用水量から別表第1に定める水量を差し引いた水量の料金に相当する額とする。

3 前2項の場合において、算定した水量に1立法メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 第3条第1項第3号に規定する対象者に係る料金の減免額は、市長が別に定める額とする。

(減免の申請)

第7条 料金の減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書(様式第1号)を修繕工事の完了の日から30日以内に市長に申請しなければならない。この場合において、第3条第1項第1号に規定する減免の申請者は、指定給水装置工事事業者が作成する漏水修繕済証明書(様式第2号)を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による減免の申請があったときは、減免の可否を決定し、水道料金減免承認(不承認)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請手続の特例)

第8条 市長は、第3条第1項第2号の対象者に係る料金の減免又は災害その他の不可抗力により漏水が多発した場合の料金の減免は、前条の規定にかかわらず申請の手続を経ずに行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1（第6条関係） 水道メータ口径別・放水時間別軽減水量（単位：m<sup>3</sup>）

時間 \ 口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
1時間	1	1	2	2	2	2	6
2時間	3	3	3	3	4	5	12
3時間	4	4	5	5	6	7	17
4時間	6	6	7	7	8	10	23
5時間	7	7	9	9	10	12	29
6時間	9	9	10	10	12	15	35
7時間	10	10	12	12	14	17	40
8時間	11	11	14	14	16	20	46
9時間	13	13	16	16	18	22	52
10時間	14	14	17	17	20	24	58

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

水道料金減免申請書

かすみがうら市水道事業水道料金減免要綱第7条の規定により、水道料金の減免を申請いたします。

給水装置 設置場所	かすみがうら市					
水栓番号						
漏水の内容	発 見 日	年 月 日				
	場所及び状況					
漏水修繕工事 実施業者名						
修繕工事完了日	年 月 日					

様式第2号（第7条関係）

漏水修繕済証明書

使用者又は所有者	住所						
	氏名	水栓番号					
修繕場所	かすみがうら市						
修繕年月日	年 月 日						
漏水箇所及び漏水理由							

※漏水箇所の修繕工事前及び工事後の写真を添付すること。

上記のとおり漏水修繕工事を行ったことを証明いたします。

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

かすみがうら市指定給水装置工事事業者

印

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

かすみがうら市長



水道料金減免承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった水道料金減免申請について、次のとおり承認（不承認）しましたので、かすみがうら市水道事業水道料金減免要綱第7条の規定により通知いたします。

所有者又は使用者	住所						
	氏名	水栓番号					
給水装置設置場所	かすみがうら市						
減免額の算定方法							
減免対象月	年 月分	使用水量	水道料金				
減免前の料金の明細		m <sup>3</sup>	円				
減免する料金の明細		m <sup>3</sup>	円				
減免後の料金の明細		m <sup>3</sup>	円				
理由							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							